

2 法第15条の3第1項の規定による届出は、府令別記様式第1の3の4の遠隔操作型小型車使用届出書（新規・変更）（府令第5条の4に規定する届出書）及び同条第3項各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

第12条の次に次の3条を加える。

（遠隔操作型小型車使用届出番号等の通知）

第12条の2 法第15条の3第3項の規定による通知は、遠隔操作型小型車通行届出番号等通知書（様式第9号の2）により行うものとする。

（報告及び検査）

第12条の3 法第15条の5第1項の規定により、遠隔操作型小型車の使用者に対し、報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（様式第9号の3）を当該使用者に交付して行うものとする。

2 法第15条の5第1項の規定により、警察職員を立ち入らせるときは、同条第2項に規定する身分を示す証票として身分証明書（様式第9号の4）を関係者に提示して行うものとする。

（遠隔操作型小型車の使用者に対する指示）

第12条の4 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、遠隔操作による通行に関する指示書（様式第9号の5）により行うものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 特定自動運行の許可等

（許可等の手続）

第24条の2 法第75条の12第1項及び法第75条の16並びに府令第9条の24並びにこの章に規定する公安委員会に対する申請は、交通企画課において行うものとする。

2 法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（様式第19号の4）に前項で申請のあった書類の写し及び関係書類を添えて行うものとする。

3 府令第9条の22の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（様式第19号の5）により行うものとする。

4 法第75条の14の規定による特定自動運行を不許可とする場合の通知は、不許可通知書（様式第19号の6）により行うものとする。

(許可証の返納)

第24条の3 府令第9条の38の規定による許可証の返納は、許可証返納届出書(様式第19号の7)により行うものとする。

(報告及び検査)

第24条の4 法第75条の25第1項の規定により、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書(様式第19号の8)を当該実施者に交付して行うものとする。

2 法第75条の25第1項の規定により、警察職員を立ち入らせるときは、同条第2項に規定する身分を示す証票として身分証明書(様式第19号の9)を関係者に提示して行うものとする。

(特定自動運行実施者に対する指示)

第24条の5 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、特定自動運行に関する指示書(様式第19号の10)により行うものとする。

2 法第75条の26第2項の規定による意見の聴取は、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書(様式第19号の11)により行うものとする。

様式第9号の次に次の4様式を加える。

様式第9号の2(第12条の2関係)

遠隔操作型小型車通行届出番号等通知書

年 月 日

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第15条の3の第3項の規定により、次のとおり通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号の3 (第12条の3関係)

<p>報 告 要 求 書 資料提出</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>富山県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第15条の5第1項の規定により、報告・資料の提出を求めます。</p>	
<p>報告・資料の提出 を求める理由</p>	
<p>報告を求める事項 提出を求める資料</p>	
<p>備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号の4 (第12条の3関係)

(表)

<p>身分証明書</p>		<p>第 号</p>
<p>写 真</p>	<p>官 職</p>	<p>54.0</p>
	<p>氏 名</p>	
<p>上記の者は、道路交通法第15条の5第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p>		
<p>年 月 日</p>	<p>富山県公安委員会 印</p>	
<p>85.6</p>		

(裏)

道路交通法(抜粋)

第15条の5 略

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第9号の5（第12条の4関係）

遠隔操作による通行に関する指示書	
殿	
年 月 日 富 山 県 公 安 委 員 会 印	
道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
届出番号等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として提起することができます。この場合において富山県を代表する者は富山県公安委員会となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の3の次に次の8様式を加える。

様式第19号の4（第24条の2関係）

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

殿

年 月 日

富山県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第2項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車には、自動運行装置が搭載されているか。また、当該自動運行装置は、運転者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を常に満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の5（第24条の2関係）

<p>特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 富山県公安委員会 印</p> <p>年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。 意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称</p> <p>2 意見聴取の内容</p>	
取扱者の氏名及び連絡先	

備考1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の6（第24条の2 関係）

住所（法人の場合は所在地）

氏名又は名称（法人の場合は名称及び代表者の氏名） 殿

不 許 可 通 知 書

年 月 日付で申請のあった特定自動運行の許可申請については、道路交通法第75条の14の規定により不許可としたので通知します。

年 月 日

富 山 県 公 安 委 員 会 印

理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の7（第24条の3関係）

年 月 日			
富 山 県 公 安 委 員 会 殿			
届出者の氏名又は名称及び住所			
許 可 証 返 納 届 出 書			
第1項 道路交通法施行規則第9条の38		第3項 の規定により届出をします。	
氏名又は名称			
住 所			
許可をした 公安委員会の名称	富山県公安委員会	許可証番号	第 号
返納事由の 発生年月日	年 月 日		
返納の事由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の8（第24条の4関係）

<p>報告 資料提出</p> <p>要 求 書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>富山県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第75条の25第1項の規定により、報告・資料の提出を求めます。</p>	
<p>報告・資料の提出 を求める理由</p>	
<p>報告を求める事項 提出を求める資料</p>	
<p>備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の9 (第24条の4 関係)

(表)

第 号

身分証明書

写 真

官 職

氏 名

富山県公安委員会 印

上記の者は、道路交通法第75条の25第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。

年 月 日

54.0
85.6

(裏)

道路交通法(抜粋)

第75条の25 略

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第19号の10（第24条の5 関係）

<p>特定自動運行に関する指示書</p> <p>殿</p> <p>年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 印</p>	
道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として提起することができます。この場合において富山県を代表する者は富山県公安委員会となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の11（第24条の5 関係）

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

年 月 日

富山県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（ の写し） のとおり、 を行う
ことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第26号の11を次のように改める。

様式第26号の13を次のように改める。

様式第26号の13（第44条関係）

運転免許センター長	副センター長	科 長	係
署 長	副署長・次長	課 長	係

確 認 要 求 受 理 書

年 月 日

運転免許センター長 殿

所属
職名
氏名

道路交通法第101条の6第2項に基づく確認を求められたので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分		
受 理 者	所属	センター・課・署	職名 氏名
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他()		
要 求 医 師	住 所		
	氏 名		
	医療機関名	電話 ()	
	確認方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()	
患 者	住 所		
	氏 名		性別 男・女
	生年月日	年 月 日 (歳)	
受 理 内 容			
運 転 免 許 保 有 状 況	対象者に係る運転免許は、年 月 日現在、 <input type="checkbox"/> 保有している。(種別 有効) <input type="checkbox"/> 保有していない。 但し、仮運転免許証を受けた者であるかは不明である。		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。
